

## 地籍調査ってご存じですか？

人に戸籍があるように、土地にも地番・地目・面積・所有者を記録したものがああります。これを【地籍】といいます。

地籍調査とは、この【地籍】を正確に調査・測量し記録保存することにより、土地の境界争いの防止や万が一の災害復旧などに役立てようとして行うものです。

つまり、未来に渡って【安心】をもたらす大切な事業です。

向日市では、この地籍調査を平成30年度から実施を予定しております。

### Q. 地籍調査を行うことで、市民にとって何かメリットがあるの？

- ① 境界の位置が不明になっても正確に復元することができます。このため土地に関するトラブルを未然に防ぐことができます。
- ② 土地の形状や面積が現状にあった正確なものになります。
- ③ 災害時の後でも、元の境界位置が容易に確認でき、迅速な復旧に役立ちます。

### Q. 現在ある地図と何が違うの？また、どうして地籍調査を行わなければならないの？

現在法務局に備え付けられている地図のことを公図といいます。

しかし、この公図の大半は、明治初期の地租改正で作られたものを基礎にしているため、土地の境界が不明確であったり、土地の形や面積も不正確であったりすることがあります。

このことから、国土調査法では、この地籍調査の積極的な推進を規定していることから、調査の実施を予定しております。

### Q. 地籍調査は、どこから行うの？

調査箇所については、市域全体を対象として順次実施を行う予定としており、今後広報などでお知らせします。なお、町内会単位などのご相談もお受けしますので、ぜひご検討下さい。

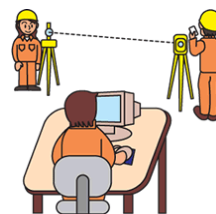
#### 地籍調査の流れ



- ① 住民への説明会  
調査に先立ち、住民への説明会を実施します。



- ② 一筆地調査  
土地所有者等の立会いにより、土地の境界(境界杭など)の確認をします。



- ③-1 地籍測量  
一筆ごとの正確な測量を行います。



- ④ 成果の閲覧・確認  
地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。

- ③-2 地籍測量図の作成  
各筆の境界線を基に、正確な地図を作り、面積を測定します。



- ⑤ 法務局への送付  
登記簿では、地籍簿をもとに登記簿を修正し、法務局にある地図を正確な地図に変更し、法務局に備え付けられます。

※筆(ふで)とは  
土地の登記単位で、土地の区画のこと。